

## 今月のトピック

# オンライン資格確認を導入しました

当院では、“顔認証付きカードリーダー”を設置し、マイナンバーカードを用いた「オンライン資格確認」を導入しました。

マイナンバーカードをお持ちの方は、窓口で健康保険証をご提示いただかなくても、医療保険の資格確認がスムーズにできるようになります。

オンライン資格確認は、健康保険証の情報を取得するだけでなく、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報も、患者さまの同意により取得させていただくことで、よりよい医療の提供につながることを期待されています。

なおマイナンバーカードをお持ちでない方は、従来通り健康保険証を使った受診が可能です。

### 【オンライン資格確認とは】

医療機関では、患者さまが加入している医療保険の資格を正確に確認する必要があります。

この資格確認の作業を、マイナンバーカードを利用して、すぐに確認できるようになったシステムが「オンライン資格確認」です。

詳細については、厚生労働省ホームページ「マイナンバーカードの健康保険証利用について」をご覧ください。

## マイナ受付 対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりにマイナンバーカードを使う新たな方法。それが「マイナ受付」です。

### マイナンバーカードが 保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

- POINT 01  
より良い医療が可能に！  
初めての医療機関等でも、薬剤情報等の照査機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※保険できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等が資格者のみです。
- POINT 02  
手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！  
限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！

事前に登録するだけで利用できます！

詳しくは [マイナポータル](#)

保険証の代わりにマイナンバーカードで  
**マイナ受付**

ステッカー (150×150mm)

# 胸膜中皮腫について (⑦労働災害)

健康を維持するには栄養、運動、休養の三つを過不足なく賄う金銭があれば十分ですが、一度損なった健康を取り戻すのは容易なことではありません。ましてや「胸膜中皮腫」となると、いかなる大金をつぎ込んでも健康の回復は不可能に近く、多くは生命に関わってきます。だとしても療養のため、生活のため、遺族の生計のためにも、金銭はあるに越したことはないでしょう。

「アスベスト関連疾患」に罹患してしまったら、対象に応じた以下の四種類の金銭給付があります。

- (1) 「労災としての補償金」 対象はアスベストばく露作業従事歴を有する労働者  
[https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/dl/061013-4\\_leaflet.pdf](https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/dl/061013-4_leaflet.pdf)
- (2) 「非労災としての救済金」 対象は(1)の対象にならない方々  
<https://www.erca.go.jp/asbestos/what/kenkouhigai/pdf/panphlet.pdf>
- (3) 「訴訟の和解としての賠償金」 対象はアスベスト工場の元労働者やその遺族の方々に、国に対して訴訟を提起し、一定の要件を満たすことが確認された方々 (1)(2)との重複も可能  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075130.html>
- (4) 「建設アスベスト給付金制度による給付金」 対象は屋内建設作業に従事していた元労働者やその遺族で、所定の要件を満たす方々(国に対する訴訟提起は不要)(1)(2)との重複も可能  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/kensetsu\\_kyufukin.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/kensetsu_kyufukin.html)

「労災としての補償金」給付の対象になりえる「アスベスト関連疾患」として、「石綿肺」「石綿による肺癌」「中皮腫」「びまん性胸膜肥厚」「良性石綿胸水」の五疾患が指定されています。

このうち「良性石綿胸水」は明瞭な診断基準がないので確定診断が難しく、認定のハードルが高いのが現実で、本省(厚生労働省)での協議が必要になります。また、「非労災としての救済金」給付と「訴訟の和解としての賠償金」給付の対象疾患に「良性石綿胸水」は含まれていません(表1参照)。

「アスベスト関連疾患」が労災認定されるには、「アスベストばく露作業従事歴があること」「相当量のアスベスト吸入の証左があること(シリーズ⑤「アスベスト吸入の証左」で記載済み)」の二つの条件が必要になります。以下疾患ごとに記載します。

- 1) 石綿肺：職業性のアスベスト吸入が原因(以下のすべてを満たす)
  - ・アスベストばく露作業従事歴がある(期間の規定なし)
  - ・公的に「じん肺(職業性の粉塵吸入による肺疾患)」として認められ、管理区分が決定されている
  - ・「じん肺管理区分 管理4(最重症区分)に該当する著しい肺機能障害がある」または「胸部エックス線写真にじん肺所見があり以下のいずれかの合併症がある(肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸)」
- 2) 石綿による肺癌：肺癌そのものはアスベスト吸入が原因とは限らない(以下のいずれかを満たす)
  - ・石綿肺が合併している
  - ・「アスベストばく露作業従事10年以上」かつ「胸膜プラークがある」
  - ・「アスベストばく露作業従事1年以上」かつ「広範囲(胸壁内側の1/4以上)胸膜プラークがある」
  - ・「アスベストばく露作業従事1年以上」かつ「アスベスト繊維やアスベスト小体が規定以上ある」他 [https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/dl/061013-4\\_leaflet.pdf](https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/dl/061013-4_leaflet.pdf) 参照
- 3) 中皮腫：アスベスト吸入が主たる原因だが、吸入が職業性とは限らない(以下のいずれかを満たす)
  - ・石綿肺が合併している
  - ・アスベストばく露作業従事1年以上
- 4) びまん性胸膜肥厚(以下のすべてを満たす)
  - ・アスベストばく露作業従事3年以上

# (以下 労災) としての補償)

複十字病院 呼吸器内科 内山 隆司

- ・ 著しい呼吸機能障害
- ・ 肥厚の広がり片側ならば胸壁の1/2、両側ならば1/4以上

- 5) 良性石綿胸水
- ・ 本省（厚生労働省）での協議

一つお断りしておきたいことがあります。「非労災としての救済金」という表現は公的には使用されていません。参照 (<https://www.erca.go.jp/asbestos/what/kenkouhigai/pdf/panphlet.pdf>) した環境再生保全機構のパンフレット「アスベストと健康被害」のP22「石綿健康被害救済制度の紹介」には以下の記載があります（下線部は筆者による）。

『石綿健康被害救済制度は、石綿による健康被害の特殊性から、石綿による健康被害を受けられた方及びそのご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対し迅速な救済を図ることを目的として「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき創設されました。この特殊性とは、中皮腫や肺がんといった石綿による健康被害が長い潜伏期間を経て発症することから、原因者の特定が非常に難しいことを指しています。

(中略)

救済給付の費用負担は、石綿による健康被害とその原因者との因果関係が特定できないこと、すべての国民や事業者が石綿による恩恵を受けてきたことから、国からの交付金、地方公共団体からの拠出金、労働保険料を納付している事業主からの拠出金、石綿との関係が深い事業主からの拠出金により石綿健康被害救済基金を設け、給付に必要な費用を賄うこととなりました。

当初は「労災」でないならば、それは「公害」であろうと考えておりましたが、上記の趣旨に従えば「公害」という言葉は使わぬ方がよいと考え「非労災」という言葉を使用しました。

次回（最終回）は「⑧非労働災害としての救済、訴訟の和解としての賠償、給付金制度による給付」について述べます。

新

医師の紹介

Doctor  
A la carte

おおち  
大地 みほ子



- 配属先／糖尿病科
- 出身地／東京都
- 出身大学、卒業年／  
日本医科大学  
2018年卒

#### ▶大学卒業後の主な経歴

東京都立大塚病院で初期臨床研修を修了後、日本医科大学付属病院糖尿病・内分泌代謝内科に入局。

#### ▶趣味及び特技

音楽鑑賞

#### ▶患者さんへのメッセージ

患者さん一人一人に寄り添って診療にあたります。よろしくお願いたします。

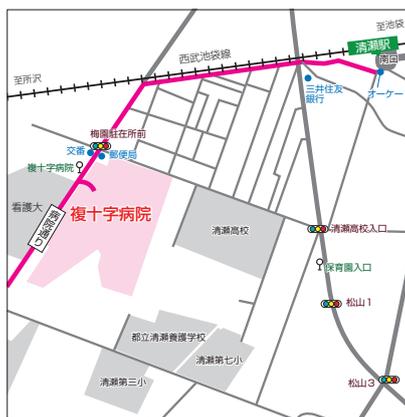


# 複十字病院走ろう会

歯科 石黒 和夫

最近複十字病院に入職した職員の中にはご存じない方もいるかもしれませんが、複十字病院には走るのが好きな人が集まる同好会「複十字病院走ろう会」があります。新型コロナ禍になる前はまあまあの活動をしていたのですが、コロナによりあらゆるマラソン大会が中止、よって活動をずっと休止しておりました。世の中での制限がかなりゆるくなり、今回は約3年ぶりにマラソン大会に参加しました。大会の名前は「小江戸川越ハーフマラソン」。複十字病院からの参加者はちょっと少な目の5名（うち職員1名）。3年ぶりということで自信がなく、私は10kmの部に参加しました（他の方はハーフ）。初めは完走できる自信がなく恐る恐る走り始めたのですが、天気が良く、またほどよく風もふいて、気持ちよく完走できました。やはり運動して汗を流すのはいいものです。ただ以前は走った後、飲食店で打ち上げをやっていたのですが、コロナのせいでも無し。早く、走った後のおいしいビールをみんなで飲める日が来るのを楽しみにしています。

P.S. 複十字病院の中には、他にもかくれジョギングファンがいると思います。たまには我々と一緒に走りませんか？



複十字病院は  
公益財団法人結核予防会の病院です

## 予約・紹介のご案内

- 受付時間  
平日 8:30~17:00 土曜日 8:30~12:00
- 医療機関・紹介状をお持ちの患者さんのご予約  
電話 042-491-9128  
FAX 042-491-3553
- 再診・初診（紹介状なし）のご予約  
電話 042-491-6228

複十字病院  
〒204-8522  
東京都清瀬市松山3-1-24  
代表電話 042-491-4111  
代表FAX 042-492-4765



## 交通のご案内

- 電車でお越しの方
  - ・西武池袋線『清瀬駅南口』より徒歩12分
  - または、バス『南口2番乗り場』より3つ目『複十字病院前』下車
  - ・JR中央線 武蔵小金井駅より『清瀬駅南口ゆき』バス『保育園入口』下車  
バス停より徒歩5分
- お車でお越しの方
  - ・小金井街道『清瀬高校入口』信号を曲がり 西に300メートル
  - ・所沢街道『全生園東』信号を曲がり病院通りを東北に2キロメートル